

社会福祉法人美希福社会心花保育園

重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人美希福社会
所 在 地	神奈川県横浜市南区宿町四丁目75-1
電 話 番 号	【電話】045-341-3430 【FAX】045-341-3431
代表者職氏名	理事長 原 弘毅

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	心花保育園
施 設 の 所 在 地	川崎市中原区木月祇園町15-6
電 話 番 号	(電話) 044-433-0587 (FAX) 044-433-0585 (携帯)090-1515-0587
施 設 長	中村 克矢
受 入 年 齢	生後5か月～小学校就学前
利 用 定 員	乳児 5人 1・2歳児 30人 3歳以上児 45人
開 設 年 月 日	平成28年4月1日

3 施設の目的及び運営の方針

心花保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	515.29 m ²
園舎の構造・規模	鉄骨作り造2階建て
園 舎 面 積	449.87 m ²

園庭面積	270.25 m ²
------	-----------------------

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児室	1室	54.78 m ²	
ほふく室	1室	22.08 m ²	
保育室	4室	128.22 m ²	
遊戯室(ホール)			
医務室			事務室に含む
調理室	1室	22.67 m ²	
事務室	1室	12.30 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
主任保育士	1人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	15人	保育業務
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
栄養士	1人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	5人	給食調理
事務員	1人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

月曜から土曜日 7時00分から20時00分

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時30分から18時30分の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、平日7時00分から20時00分の範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育

の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、平日7時00分から20時00分の範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 給食（主食、副食、間食、飲物）の提供

3歳以上児に対しては、別途費用を徴して提供します。

(3) 育児相談等事業の実施

(4) 縦割り保育の実施

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する費用

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

登録頂いた金融機関口座より引き落としさせていただきます。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	久保田クリニック
医師名	久保田 勇人
所在地	川崎市中原区木月祇園町15-1
電話番号	044-431-1238

(2) 歯科

医療機関の名称	ブレーメン通りのたぶち歯科
歯科医師名	田淵 康允
所在地	川崎市中原区木月1-24-22
電話番号	044-411-6480

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：久保田クリニック 診療科：内科 所在地：川崎市中原区木月祇園町15-1 電話番号：044-431-1238
受診医療機関②	医療機関名：ブレーメン通りのたぶち歯科 診療科：歯科 所在地：川崎市中原区木月1-24-22 電話番号：044-411-6480

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック 有 ・備蓄米・食糧 有 ・ミネラルウォーター 有 ・懐中電灯 有 ・非常用電源 有 ・毛布 有
緊急時の伝言方法	メーリングリストを用います。
避難場所	住吉小学校（川崎市中原区木月祇園町17-1）

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情受付担当者 主任 原口 真実 ・ 苦情解決責任者 園長 中村 克矢 <p>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。</p>	
第三者委員	織田 廣志	横浜市南区宮元町 1 - 1 5 - 1 電話番号 0 4 5 - 7 1 1 - 6 9 0 1
		社会福祉施設 施設長

※第三者委員一名については選定中(令和3年2月1日現在)

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	日本スポーツ振興センターの児童災害共済 賠償責任保険
保 険 の 内 容	賠償責任保険 保険金額は事故事案による

※詳しくは、別途配布する「日本スポーツ振興センター保険の同意書」を御確認ください。

17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車での送迎 ・ 川崎市健康管理委員会の承認のない投薬 ・ 他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動 ・ 駐輪したままでの通勤 ・ 園内での私的な飲食 ・ お迎え時以降の長時間にわたる在園 ・ 当事者（園、他の保護者等）に許可のない SNS をはじめとする各メディアへの投稿 ・ お心遣い（お中元・お歳暮）等
-----------	---

- ・ 本書については令和2年2月に一部改定した（別表追記・金額）変更。
- ・ 本書については令和2年10月に一部改定した（7本文及び（1）（2））変更。
- ・ 本書については令和3年1月に一部改定した（5 看護師数・別表追記・金額）変更。
- ・ 本書については令和3年2月に一部改定した（15 第三者委員）一名削除。

別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	利用する延長保育時間 30分につき 月額1,000円 ただし、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの	月額2,500円
主食代	3歳以上の児童に提供する主食代を実費で御負担いただくもの	月額1,500円
副食代	3歳以上の児童に提供する副食代を実費で御負担いただくもの	月額4,500円
<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳(1～5歳児) ・連絡帳(0歳児) ・布団リース費 (全園児) <ul style="list-style-type: none"> ・帽子代(全園児) <ul style="list-style-type: none"> ・園服代(3歳以上児) <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 長袖 長ズボン 半袖 短パン </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災頭巾(全園児) ・布団シート <ul style="list-style-type: none"> ・オムツ処理費 (0・1・2歳児) <ul style="list-style-type: none"> ・保育教材費 (3歳以上児) <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊保育費(5歳児) ・お別れ遠足費 (5歳児) <ul style="list-style-type: none"> ・卒園・進級アルバム (希望者のみ) <ul style="list-style-type: none"> ・ピアノカ メロディオンホース (5歳児)	その他、年齢により実費で御負担いただくもの	年間500円 年間2,000円 月額350円 900円 2,750円(変動あり) 2,640円(変動あり) 1,705円(変動あり) 1,650円(変動あり) 2,515円(変動あり) 1,815円～1,925円 (色により異なります) 月額500円 年間1,800円 1,500円～2,000円 1,500円～2,000円 10,000円 500円程度

<ul style="list-style-type: none"> ・英語レッスン費 (3歳以上児) ・希望者のみ習い事 (2歳以上児) 		<p>月額500円</p> <p>習い事により異なります</p>
---	--	----------------------------------

※防災頭巾、布団シート、ピアノカメロディオンホースはご自身で準備していただいた物でも構いません。

【その他】

- ・ボックスティッシュ (10箱/年)、雑巾6枚を提出して下さい。
- ・送迎時に使うICカード、集金袋を破損、紛失させた場合は実費となります。
ICカード 1,000円 集金袋 300円
- ・パンツ、オムツ、おしり拭きタオルを忘れた場合は、買い取りとなります。
オムツ 100円 パンツ 500円 タオル 200円